

死亡した後のやるべきこと・手続きリスト			
手続き期限	やること	手続き場所	チェック
すみやかに	死亡診断書・死体検案書の受け取り	医師	
		※事故の場合は警察	
	葬儀社へ連絡、打ち合わせ	葬儀社	
	訃報の連絡	-	
5日以内	健康保険の資格喪失届提出	故人の勤務先または年金事務所	
7日以内	死亡届の提出	市区町村役場	
	火葬許可証発行	市区町村役場	
	葬儀の手続きと実施	葬儀社	
10日以内	厚生年金の受給停止の手続き	年金事務所	
14日以内	国民健康保険・後期高齢者医療制度の資格喪失届提出	市区町村役場	
	介護保険の資格喪失届提出	市区町村役場	
	国民年金の受給停止の手続き	市区町村役場	
5年以内	未支給年金の請求手続き	市区町村役場または年金事務所	
	遺族年金の請求手続き	遺族基礎年金の場合: 市区町村役場	
		遺族厚生年金の場合:年金事務所	
勤務先または共済 組合に確認	共済組合の健康保険の資格喪失届提出	故人の勤務先または共済組合	